

環境保全団体の調査、研究等活動事業に対する補助金交付要綱

9 葛 水 保 第 3 8 号

平成9年6月30日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、環境保全団体が実施する環境問題に関する調査、研究活動及び一般区民を対象とした環境啓発活動を支援するため、その活動を補助する経費の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象団体)

第2条 補助を受けることができる団体は、次のとおりとする。ただし、政治活動、宗教活動又は営利を目的とする団体は、補助の対象としない。

- (1) 区内を中心とした活動を1年以上継続している団体
- (2) 団体組織としての規約を有し、自ら経理し、監査できる団体
- (3) 補助に係る事業を確実に実施することができると認められる団体

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、団体が、補助金の交付申請を行う年度において自主的に実施する環境保全に関する活動で、次に掲げる調査、研究及び啓発事業（以下「調査・研究等活動事業」という。）とする。ただし、葛飾区から他の制度による補助金（物品支給による補助を含む。）を受けている事業は、補助対象事業としない。

- (1) 環境保全に関する調査、研究活動事業
- (2) 環境保全に関する成果発表事業
- (3) 一般区民を対象とした環境保全に関する啓発事業

(補助金の交付限度額)

第4条 区長は、補助の対象事業の費用のうち、当該事業に係る人件費及び食糧費と認められる費用を除いた経費の一部を予算の範囲内において補助する。ただし、補助対象経費の区分、補助対象経費の内容、補助割合、補助上限額は別表1の定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金交付・変更交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、区長に申請しなければならない。ただし、同一年度について1団体1申請に限る。

- (1) 事業（変更）計画書（第2号様式）
- (2) 事業経費（変更）内訳書（第3号様式）
- (3) 申請団体規約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、補助金交付・不交付・変更交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請団体に通知する。

2 区長は、前項の規定により通知するときは、あらかじめ、第2条から第4条までに定める事項について、環境部長、環境課長及びリサイクル清掃課長に審査をさせるものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた団体は、第5条の規定により申請した内容に変更があったときは、速やかに補助金交付・変更交付申請書（第1号様式）に同条各号に掲げる書類を添付し、区長に申請しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による変更の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付・不交付・変更交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請団体に通知する。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による通知に準用する。

(補助金の交付請求)

第9条 第6条第1項又は前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助金交付請求書（第5号様式）により区長に補助金の請求をするものとする。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに交付決定団体に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 前条第2項の規定により補助金の交付を受けた交付決定団体（以下「補助金交付団体」という。）は、当該交付の対象となった事業が終了後2か月以内又は当該年度末（3月31日）のいずれか早い日までに実績報告書（第6号様式）及び事業費精算額明細書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

2 調査、研究活動等に伴う成果品がある場合は、実績報告書と併せて提出するものとする。

(補助金の交付額の確定)

第11条 区長は、前条の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、実施した事業の内容が補助金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第8号様式）により補助金

交付団体に通知する。

- 2 前項の規定により確定した補助金の額が、第9条第2項の規定により交付を受けた補助金の額を下回るときは、その差額について補助金交付団体に返還を命じるものとする

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成9年7月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年5月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行し、同月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

対象経費及び経費ごとの助成割合と上限額

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容	補助割合		補助上限額	
		区分別	全体	区分別	全体
謝礼金	講師謝礼金（外部講師に限る）	10/10	区分別で算出した補助対象経費の総額の1/2	1日 2万円	10万円
使用料賃貸料	会場使用料・会議室使用料、付帯設備使用料、駐車場使用料、借機材・トラック等借り上げ料	10/10		1日 2万円	
委託費	会場運営委託料、廃棄物処理委託費、イベント運営委託費、外来種防除等対策委託費	2/3		8万円	
印刷費	ポスター、チラシ、プログラム、報告書等印刷費、コピー代、写真プリント代	2/3		5万円	
通信運搬費	事業実施に係る郵便及びメール便等の送料、資機材等運搬費	2/3		1万円	
消耗品費	事業実施に係る文房具用品代、用紙代、その他事業実施に不可欠な消耗品費	1/4		3万円	
その他の経費	事業実施に係る傷害保険等の保険料	2/3		5万円	
区長が特に必要と認める経費		区長が必要と認める割合		区長が必要と認める額	

- ・ 傷害保険はイベント参加者の保険に限る。（構成員の保険は対象に入らない）
- ・ 会場使用料・会議室使用料は区内の施設に限る。
- ・ 補助の上限とは、補助対象経費の支給額の上限である